

障害者の地域生活に関する調査にご協力を

対象となった方へ調査票を送付

次期障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するため、地域生活に関する調査を実施します。対象となった方には調査票を郵送します。調査票に回答を記入し、同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください。回答にあたっては、氏名や住所を記入する必要はありません。今後の施策のあり方を検討するための大切な基礎資料となりますので、ご協力をお願いいたします。なお、回答結果については集計・分析を行ったうえで、ホームページ等にて公表します。

【対象】

障害者手帳などをお持ちの方の中から障害種別により抽出した約5,000人に対して、日常生活の状況や福祉サービスの利用状況、課題等について調査を行います。

また、サービス提供事業者にも同様に調査を行います。調査票は10月中旬下旬に発送します。

【障害者施策課施設推進係】

☎(3647)4749
FAX(3699)0329

明るい選挙啓発ポスター 受賞作品決定

展示会開催10/30(水)〜12/24(火)

明るい選挙啓発ポスターコンクール審査会が9月9日に開催され、応募総数755点(小学校274点、中学校481点)の中から、受賞作品が決定しました。下表のとおり区内8会場で作



▶委員長賞(小学校の部)
第二亀戸小学校3年
櫻井美姫さん



▶委員長賞(中学校の部)
第二砂町中学校3年
秋吉陽樹さん

北砂三・四・五丁目地区不燃化特区 支援制度終了まであと1年半

古くなった建物の建替え、取り壊しに対して助成

北砂三・四・五丁目地区における不燃化特区推進事業では、古くなった建物の建替え・取り壊し工事の費用の一部を助成しています。また、不動産に関するお悩みを抱えている方を対象に、ご希望の日時に合わせて専門家(弁護士、税理士、土地家屋調査士、建築士等)が無料で相談に応じます。

建替え、取り壊し、相続、税金空き家など建物等に関するお悩みに、個別の状況に合わせて専門家が対応します。不燃化特区支援制度終了まであと1年半です。この機会に制度を活用して建替えしてみませんか。まずは、不燃化相談ステ

ーションへご相談ください。
毎週水、日曜・祝日を除く
午前11時〜午後7時
※土曜のみ午前10時〜午後6時
不燃化相談ステーション
(北砂4-24-3 2階)



対象範囲
北砂三丁目の一部・四丁目・五丁目の一部

☎(6666)0580
FAX(6666)0521
地域整備課不燃化推進係
☎(3647)9491
FAX(3647)9009

分譲マンション管理組合や 賃貸マンション経営者の方へ 計画的な修繕に向けた調査費を一部助成

区では、分譲マンションの管理組合や賃貸マンションの経営者が、マンションの大規模な修繕に計画的に対応する目的で、分譲マンションの共用部分または賃貸マンションの賃貸部分について、修繕の場所や時期、工事内容、所要金額等の調査を行った場合、調査費用の一部を助成しています。

【対象物件】区内の建築後7年以上経過した耐火建築物のマンション(社宅や社員寮を除く)

【申込資格】過去10年以内に調査費の助成を受けておらず、それぞれ次の事項がすべて当てはまる方
○分譲マンションの管理組合の方
・管理組合が適正に運営されていると認められること
・調査の実施について、管理組

はじめての手話レッスン

聴覚障害は一人ひとりちがうことを理解することが大切

「聴覚障害者」とひとこと表現しても、その障害の程度は一人ひとり異なります。「全く聴力を失っている人」や「小さい音が聞こえない人」、「特定の音域が聞こえない人」など、大きな個人差があります。聴覚障害を理解するには、その方のライフストーリー(生育歴)を知ることが大切です。障害が起こった年齢、聴力損失の性質や程度、受けた教育内容や社会経験の違いによって、聴力だけでなく話す言葉の明瞭さや読み書きの能力にも大きな個人差が生じます。また、音声言語や手話、口話、筆談など、使用するコミュニケーション手段も人それぞれ違います。

私たちは、情報を得る際、主に視覚によって認識する文字情報と聴覚による音声情報の中から、必要な情報だけを無意識に取捨選択して手に入

れています。聴覚に障害があるという事は「聞こえない」、「聞こえにくい」だけではなく、日々の生活の中で必要な情報を受け取るための手段が狭まっている、ということでもあるのです。例えば「道を歩いているときに、後ろから来る自転車のベル音を鳴らされても気がつかない」など、聴覚障害者自身の注意や努力だけでは解決できない問題もあります。聴覚障害は見た目にはわかりにくい障害です。コミュニケーションを取る相手が「みんな自分と同じ」だと思わずに、「コミュニケーション手段にもいろいろなものがあることを理解し、お互いに相手を尊重する気持ちを持って接することが大切です。」

【障害者施策課施設推進係】
☎(3647)4749
FAX(3699)0329



① ②
①右手の指先で、右の肩あたりに当てる
①右手の手のひらを、胸のあたりに当てる
②右手の指先を2回上にはらい上げる
②右手の手のひらを撫で下ろす

江東区審査において入選・佳作となった作品(40点)

期間	場所
10/30(水)午後〜11/5(火)午前	豊洲シビックセンター1階ギャラリー(豊洲2-2-18)
11/5(火)午後〜12(火)午前	総合区民センター2階展示ホール(大島4-5-1)
11/12(火)午後〜18(月)午前	亀戸文化センター2階展示スペース(亀戸2-19-1カメリアプラザ)
11/19(火)〜26(火)午前	江東区文化センター2階展示ロビー(東陽4-11-3)

江東区審査において入選となった作品(20点)

期間	場所
11/27(水)〜12/4(水)午前	都営大江戸線門前仲町駅(門前仲町2-5-2)
12/4(水)午後〜11(水)午前	都営大江戸線清澄白河駅(白河1-7-14)
12/11(水)午後〜18(水)午前	江東図書館3階展示コーナー(南砂6-7-52)
12/18(水)午後〜24(火)午前	砂町文化センター2階展示ロビー(北砂5-1-7)

お問い合わせ先
☎(3647)9473
FAX(3647)9268